

議第 109 号

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4）・（5）</u> （略）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）・（4）</u> （略）</p>
<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（3）</u> （略）</p>	<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2）</u> （略）</p>
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員</p>

改正後	改正前
<p>以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）附則第13項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

【参考資料】

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 育児休業をすることができない職員に、特例任用となった管理監督職を追加します。

(第2条関係)

(2) 育児短時間勤務をすることができない職員に、特例任用となった管理監督職を追加します。

(第10条関係)

(3) 条文中で引用する地方公務員法の条項を改め、再任用短時間勤務職員等から定年前再任用短時間勤務職員等に改めます。

(第18条、第19条関係)

(4) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)